

年企発0719第4号  
2018（平成30）年7月19日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長  
（公印省略）

平成30年7月豪雨に係る現況届の事務処理に関する指導等について

平成30年7月豪雨にて被災された被保険者を加入員等とする存続厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）の現況届の事務処理については、「平成30年7月豪雨に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」（平成30年7月19日年企発0719第3号）により通知しているところである。

今般、「平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件」（平成30年厚生労働省告示第277号）（別添1参照）及び「平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について」（平成30年7月19日年管発0719第2号）（別添2参照）により下記の対象者の厚生年金保険の現況届の提出期限が延長されることとなったところであり、貴管下の厚年基金の指導等に特段のご配慮を賜りたい。

記

1. 対象者

平成30年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に平成30年6月28日から7月8日までの間において住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が6月1日から10月31日までの間にある者。

2. 延長後の提出期限

平成30年11月30日

明治十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (告 示)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件

(国税庁一八)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(厚生労働二七四)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(同二七五)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を指定する件(同二七六)

○平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件(同二七七)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(国土交通九四七)

○港灣法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港灣管理者の管理する港灣施設の管理を開始した件(同九四八)

○平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(觀光庁一九)

## 告 示

○国税庁告示第十八号  
国税通則法施行令(昭和三十三年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次の掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの(その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。)で、その期限が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。  
平成三十年七月十九日  
国税庁長官心得 藤井 健志

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町
岡山県	笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市
広島県	東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

○厚生労働省告示第二百七十四号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八百八十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三百三十七条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第八十九条(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)、第二条第八項又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二十三号)第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。)

第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という。)、第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。)、第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十一条及び国税通則法施行令(昭和三十三年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百十條の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。)、及び子ども・子育て支援法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)以下「障害者総合支援法」という。第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定(特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者
障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。)	特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三十二条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第二項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内に施設を有する者
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号)第七号第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)第三条第一項の規定に基づくしくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第八号第一項(第十一号第一項)第十三条第一項(第十四条第一項)又は第十五条第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七号第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六号第一項の規定に基づく労働者派遣事業の実施	特定被災区域内に主たる事務所を有する者

○厚生労働省告示第二百七十七号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号(国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号(厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号(国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八号第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、及び平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六号第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号(昭和三十四年法律第四十号)第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第二十八号の規定による遺族基礎年金(次号において「二十歳前障害基礎年金等」という。)の受給権者を除く。又は受給者

二 二十歳前障害基礎年金等の受給権者

○国土交通省告示第九百四十七号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成三十年政令第二百一十一号)により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成三十年七月十九日 国土交通大臣 石井 啓一

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成三十年十一月三十日
建設業法第二十七条の十八第一項の規定に基づく監理技術者資格者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成三十年十一月三十日
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成三十年十一月三十日

年管発 0719 第 2 号  
平成 30 年 7 月 19 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成 30 年厚生労働省告示第 277 号（平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであり、当職から日本年金機構理事長に対し、別添のとおり通知を発出しているため、御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれない。

## 記

### 1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

また、20 歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年 7 月 31 日までに、届書等を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく上記の期限日（以下「指定期限日」という。）が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

## 2 内容

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に平成30年6月28日から7月8日までの間において住所を有する受給権者等であって、次に掲げるものについて、平成30年における届書等の提出期限を平成30年11月30日とする。

- ① 誕生日が6月1日から10月31日までの間にある受給権者等（20歳前障害基礎年金の受給権者を除く。）
- ② 20歳前障害基礎年金の受給権者

別 添

年管発 0719 第 1 号  
平成 30 年 7 月 19 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成 30 年厚生労働省告示第 277 号（平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

## 記

### 1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

また、20 歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年 7 月 31 日までに、届書等を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく上記の期限日（以下「指定期限日」という。）が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

## 2 内容

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日までの間において住所を有する受給権者等であって、次に掲げるものについて、平成 30 年における届書等の提出期限を平成 30 年 11 月 30 日とする。

- ① 誕生日が 6 月 1 日から 10 月 31 日までの間にある受給権者等（20 歳前障害基礎年金の受給権者を除く。）
- ② 20 歳前障害基礎年金の受給権者

## ○厚生労働省告示第二百七十七号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）及び平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）において、受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に平成三十年六月二十八日から同年七月八日までの間において住所を有する受給権者又は受給者であつて次に掲げるものが平成三十年において届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、平成三十年十一月三十日とする。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 一 誕生日が六月一日から十月三十一日までの間にある受給権者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金（次号において「二十歳前障害基礎年金等」という。）の受給権者を除く。）又は受給者
- 二 二十歳前障害基礎年金等の受給権者